

平成 29 年度 第 3 回 磐 田 市 環 境 市 民 会 議 次 第

日 時：平成 29 年 8 月 24 日（木）
午後 1:30 から午後 3 時まで
場 所：市役所西庁舎 3 階 304 会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 環境水道部長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 議 事
 - (1) 第 2 次環境基本計画策定方針について
 - (2) 第 2 次環境基本計画素案（抜粋）について
 - (3) 平成 29 年度における取り組み内容について
6. その他連絡事項
7. 閉 会



第 2 次磐田市環境基本計画 策定方針

磐田市環境市民会議資料

平成 29 年 8 月

1 策定の趣旨

磐田市環境基本計画は、磐田市環境基本条例第7条（9 ページ参照）に基づいて策定するものです。平成29年度をもって、平成20年3月に策定した「磐田市環境基本計画」（以後、第1次基本計画と呼ぶ）が終了します。この間、国や県の動向、本市の総合計画をはじめとした諸計画との整合を踏まえつつ、計画後期（平成25～29年度）に向けて計画内容の見直しを行い、「磐田市環境基本計画 後期基本計画」を策定し各分野の諸施策を計画的かつ積極的に進めてきました。

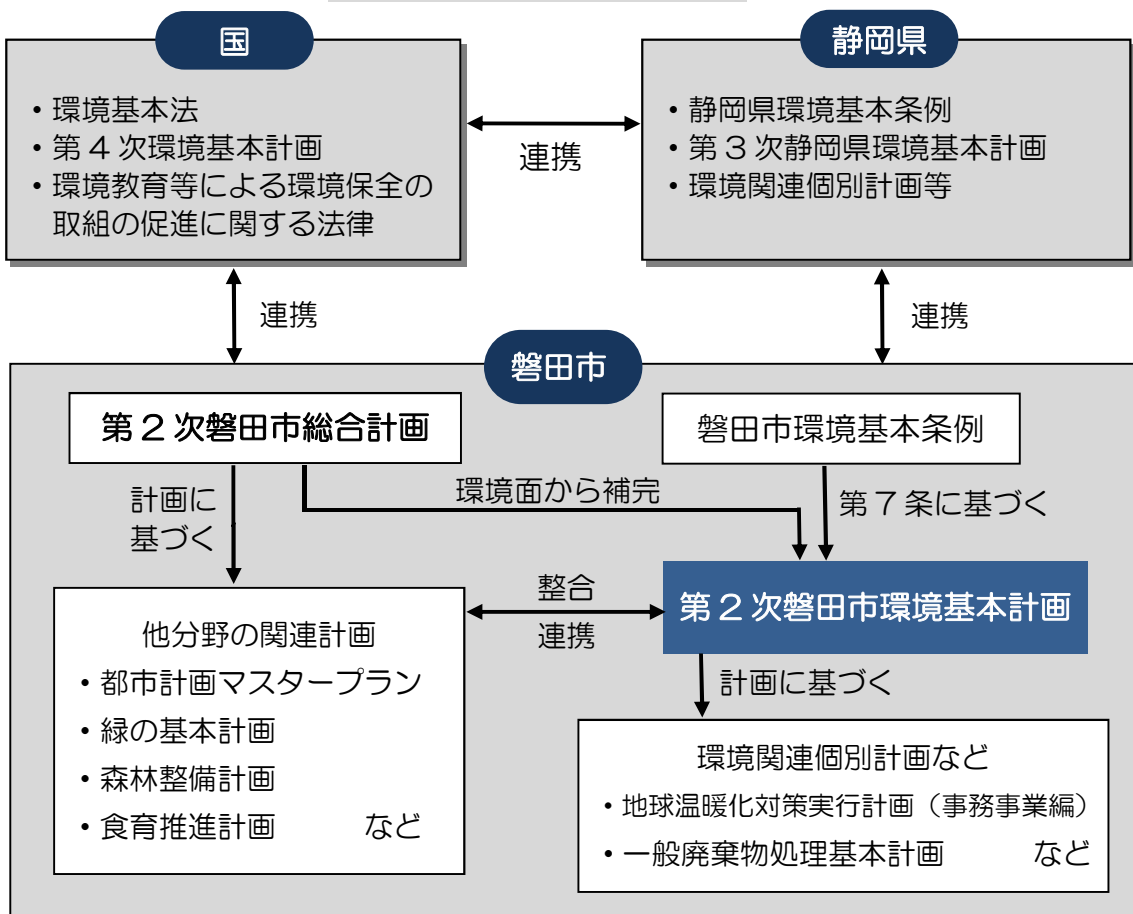
これまでの第1次基本計画に基づく成果を活かすとともに、新たな10年を見据え、本市の豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、それを実現するための環境目標や取り組みの方向、市・市民・事業者の具体的な取り組み、計画の推進方法などを明らかにするために第2次磐田市環境基本計画を策定します。

2 第2次磐田市環境基本計画の位置づけ

本計画は、磐田市環境基本条例に基づく計画であると同時に、「第2次磐田市総合計画」を環境面から補完する環境の総合計画という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけます。

また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画等の環境関連個別計画は、環境基本計画の考え方に基づき実施されます。

第2次環境基本計画の位置づけ





3 計画策定の視点

第2次磐田市環境基本計画では、以下の視点に基づいて計画を策定します。

◆ シンプルで分かりやすい計画づくり

本市の環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるよう、分かりやすい計画を目指します。

◆ 総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり

第2次磐田市総合計画や関連計画との整合を図った上で、指標を設定し、進捗管理を行い実効性のある計画を目指します。

◆ これまでの取り組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり

第1次磐田市環境基本計画の進捗状況を踏まえ、成果、課題、問題点などを洗い出し、取り巻く環境や社会情勢に対応し対策や取り組みを盛り込んだ計画を目指します。

◆ 磐田の特色を取り入れた計画づくり

本市の魅力を高め、活力を引き出せるよう、磐田の特色を取り入れた計画を目指します。

◆ 環境教育・環境学習に対する取り組みを推進した計画づくり

持続可能な循環型社会の実現のためには、環境に配慮した取り組みを実践する人材の育成が重要です。特に子ども達に対する、環境に対する知識を身につけるための環境教育や環境学習に対する取り組みを推進した計画を目指します。

4 計画策定の背景

● 地球規模での環境問題への対応（※第2次磐田市総合計画より抜粋）

地球温暖化や大気汚染など、環境問題が世界的に深刻化する中で、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー利用への意識が一層高まっています。

本市においては、地球温暖化防止を含め、環境保全の啓発や市内企業のエコアクション21認証取得に対する支援などの環境対策を進めています。

今後も、行政だけでなく市民や事業者が、地球環境問題を認識し、人や環境にやさしいライフスタイルや都市構造への転換を図るなど、様々な分野において継続的・横断的な取り組みを実践することで、豊かな自然環境を維持し、将来世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会を形勢することが求められています。

● 国や県における目指すべき持続可能な社会の姿

国は、平成24年4月に閣議決定した「第4次環境基本計画」において、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全・安心」の確保を基盤とする社会であると位置づけました。

また、県においても新たな課題に対応するため、「第3次静岡県環境基本計画」を平成28年3月に改定し、「環境に関する情報発信の強化」、「環境にやさしい暮らし方を実践できる人材の充実」、「総合計画及び個別計画との整合性」の観点を追加し、施策全体の持続的な強化を図りました。

● 磐田市総合計画及び関連計画の策定・見直し

平成24年3月に策定した「第1次磐田市総合計画後期基本計画」が平成28年度で終了し、平成29年度からは「第2次磐田市総合計画」が開始しました。

また、「磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定や、「磐田市都市計画マスタープラン」の改定など、関連計画や環境に関する個別計画も策定や見直しが進んでいます。



● 近年の環境を巡る動き

平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21条締約国会議が開催され、平成32年以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

パリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成28年5月13日に閣議決定されました。同計画では、平成42年度に平成25年度比で温室効果ガスを26%削減するとの中期目標が立てられています。

【環境基本計画関連年表】

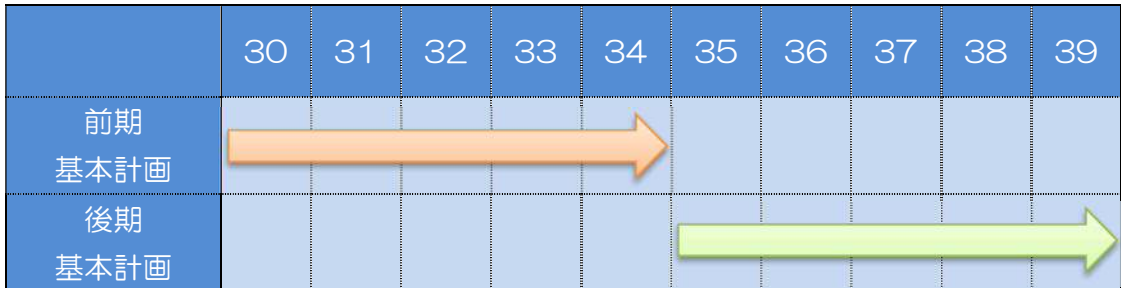
年度	環境関連法令などの動き	磐田市の動き
H19		<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市環境基本計画」策定 「磐田市都市計画マスタープラン」策定 「磐田市緑の基本計画」策定
H20	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性基本法」施行 「エコツーリズム推進法」施行 	
H20	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 	
H21	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 	
H22	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性COP10（名古屋）開催 「公共建築物木材利用促進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市景観形成ガイドプラン」策定
H23	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次静岡県環境基本計画」策定 「生物多様性地域連携促進法」施行 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正（改称） 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市総合計画後期基本計画」策定 「磐田市一般廃棄物処理基本計画」策定
H24	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次環境基本計画」閣議決定 固定価格買取制度（FIT）施行 環境教育等促進法 完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市環境基本計画後期基本計画」策定
H25	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 「磐田市森林整備計画」策定
H26	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」閣議決定 「水循環基本法」施行 「雨水利用推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定 「磐田市鳥獣被害防止計画」策定
H27	<ul style="list-style-type: none"> 「フロン排出抑制法」施行 	
H28	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次静岡県環境基本計画」改定 「パリ協定」締結 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次磐田市総合計画」策定 「磐田市分別収集計画」策定

5 第2次磐田市環境基本計画の構成等について

(1) 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、本計画は社会情勢や環境の変化、市の環境に対する制度の整備などの進捗に合わせ、おおむね5年後に見直しをします。

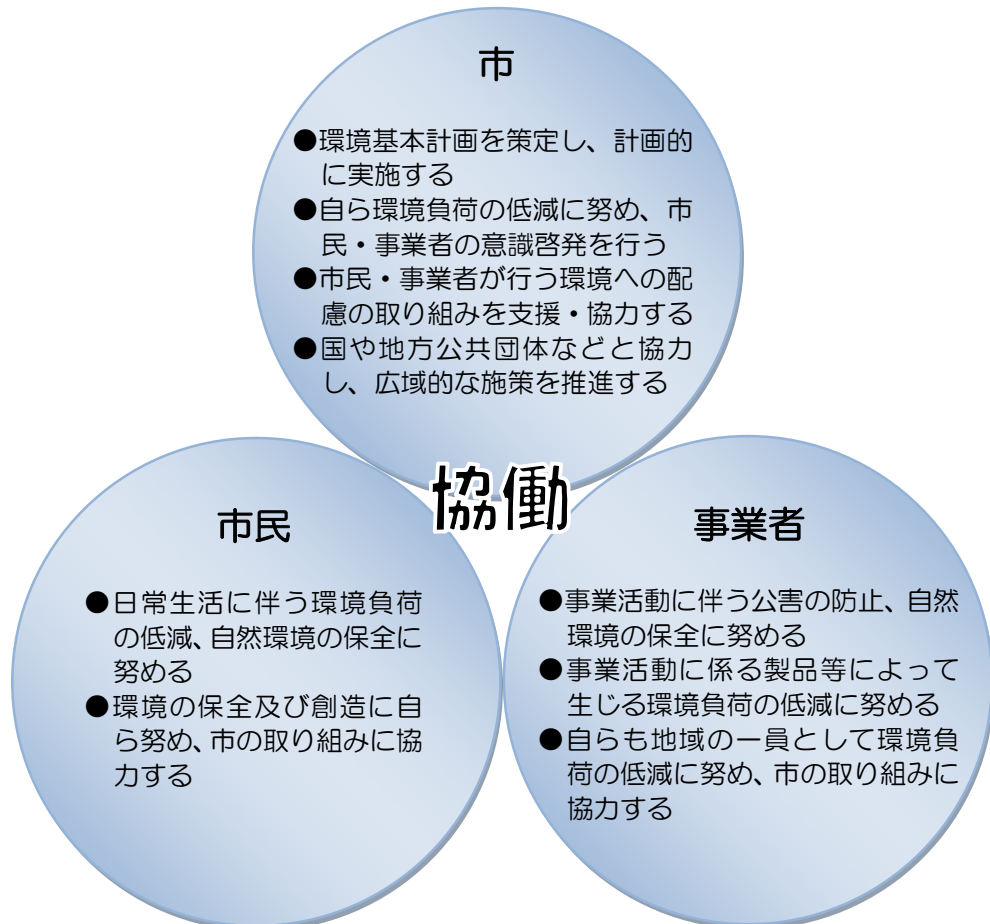


(2) 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

(3) 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例の第4条から第6条まで（8ページ参照）に規定されている責務を果たすとともに、互いに協働し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力し推進していきます。





6 策定体制

■ 磐田市環境市民会議（設置根拠：磐田市環境基本条例）

環境基本計画の策定にあたり意見を行う事ができます。

人 数	15名（条例規定：20人以内）
構 成	条例に基づき、学識経験を有する者、市民、事業者、環境保全団体、関係行政機関の職員で構成する。

区分及び氏名		現職及び役職	
ア	◎佐藤 和美	静岡産業大学経営学部 教授	
イ	○杉浦 聖	磐田市自治会連合会 副会長	
	川島 あつ江	いわた消費者協会 会長（女性代表）	
	諸井 康代	平成27年度 緑のカーテンコンテスト参加者（女性代表）	
ウ	安藤 浩子	公募	
	安間 真由美	公募	
	鈴木 昇	公募	
	松尾 陽子	公募	
エ	村田 慎哉	（工業）株式会社ブリチストン磐田工場 総務・環境保全課	
	今泉 佳代	（商業）磐田商工会議所 総務・業務課	
	松本 和也	（農業）遠州中央農業協働組合 見付基幹支店長	平成28年度
	鳥山 博好		平成29年度
オ	出羽 正二	磐田市環境保全推進協議会会長 株式会社河合楽器製作所 工場長	
	今村 信大	桶ヶ谷沼を考える会 理事長	
	豊田 榮	環境を考える会 せせらぎ 代表	
カ	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課 課長代理	

◎：会長 ○：副会長 ア：学識経験を有する者 イ：市民代表 ウ：公募
エ：事業者代表 オ：環境保全団体代表 カ：関係行政機関の職員

■ 庁内体制

① 環境基本計画策定委員会（設置根拠：磐田市環境基本計画策定委員会規定）

磐田市環境基本計画の策定案に関する総合調整を行います。

人 数	15名（人数の規定はなし）
構 成	委員長：環境水道部長、副委員長：秘書政策課長 委員：環境課長及び課長の職にあるもののうち市長が指名したもの

② 環境基本計画策定作業部会（設置根拠：磐田市環境基本計画策定委員会規定）

磐田市環境基本計画の策定案に関する総合調整を行います。

人 数	20名（人数、構成の規定はなし）
構 成	関係各課担当グループ長



【環境基本計画策定委員会】

No.	部 署	役 職	氏 名	役 割
1	環境水道部	部長	松下 享	委員長
2	企画部 秘書政策課	課長	加藤 一哉	副委員長
3	自治市民部 地域づくり応援課	課長	磯部 公明	
4	健康福祉部 健康増進課	課長	佐原 直美	
5	こども部 幼稚園保育園課	課長	鈴木 都実世	
6	産業部 産業政策課	課長	寺田 耕士	
7	産業部 農林水産課	課長	鈴木 一洋	
8	建設部 道路河川課	課長	西山 実	
9	建設部 都市計画課	課長	壁屋 勝彦	
10	建設部 都市整備課	課長	村松 俊文	
11	環境水道部 環境課	課長	川島 光司	主管課
12	環境水道部 ごみ対策課	課長	寺田 親史	
13	環境水道部 水道課	課長	藤森 淳司	
14	環境水道部 下水道課	課長	匂坂 正勝	
15	教育部 学校教育課	課長	山本 敏治	

【環境基本計画策定作業部会】

No.	部 署	役 職	氏 名	備 考
1	総務部	課長補佐	土居 明浩	部付
2	企画部	課長補佐	鈴木 雅樹	
3	自治市民部	課長補佐	宮本 典寿	
4	健康福祉部	課長補佐	牧野 紀行	
5	こども部	主査	伊藤 修一	
6	産業部	主査	兼子 順子	
7	建設部	課長補佐	大橋 保文	
8	環境水道部	課長補佐	伊藤 方伸	
9	会計課	課長補佐	福井 啓	
10	議会事務局	主査	米田 由美子	
11	教育部	主査	清水 大輔	
12	消防本部	課長補佐	山本 諭	
13	病院事務局	主査	和久田 徹	
14	こども部幼稚園保育園課幼保運営G	主査	寺田 尚人	G長
15	産業部農林水産課農林水産振興G	主査	塩崎 郷子	
16	建設部都市計画課都市計画G	主幹	太田 和良	
17	建設部都市整備課公園緑地G	主査	稲垣 美千代	
18	環境水道部ごみ対策課ごみ減量推進G	課長補佐	富田 和孝	
19	環境水道部下水道課施設管理G	主査	相月 忠	
20	教育部学校教育課指導G	主幹	天野 隆	

7 策定スケジュール（案）



項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
後期環境基本計画の評価と検証	☆H28 環境指標見込み調査・とりまとめ	☆H28 環境指標確定調査・とりまとめ					☆H29 上半期環境指標見込み調査・とりまとめ					☆H29 及び後期計画の環境指標見込み調査・とりまとめ		
各会議等														
環境市民会議	第2回 環境市民会議 【3月16日】 ☆後期計画の評価と検証 ☆第2次計画策定に向けて					第3回 環境市民会議 【8月24日】 ☆基本計画案の確認		第4回 環境市民会議 【10月】 ☆基本計画案の確認・検討		第5回 環境市民会議 【12月】 ☆基本計画案の確認・検討		第6回 環境市民会議 【2月下旬】 ☆基本計画最終審議・確認		
策定委員会		策定委員会委員の決定	第1回 策定委員会 【5月19日】 ☆策定工程の確認 ☆策定方針等の検討			第2回 策定委員会 【8月3日】 ☆基本計画案の検討		第3回 策定委員会 【10月】 ☆基本計画案の検討		第4回 策定委員会 【12月】 ☆基本計画案の検討		第5回 策定委員会 【2月上旬】 ☆基本計画最終照会・確認		
策定作業部会		☆メール等による個別確認及び調整	第1回 庁内検討会 【5月26日】 ☆策定工程の確認 ☆策定方針等の検討									☆パブリックコメント前最終確認	☆最終確認	
パブリックコメント										☆パブリックコメントの実施 【11月】HP・広報誌への掲載 【12月から1月】意見・提案の募集			☆HP掲載	



8 条例・規程

■ 磐田市環境基本条例

前文

私たちのまち磐田市は、斜面林に囲まれる磐田原土地を中心に、北に森林地帯、西に天竜川、東に太田川を配し、南の遠州灘に臨む、豊かで多様な自然に恵まれ、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に象徴されるような身近に自然とふれあえる優れた環境を有しています。

しかし、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与え、地球の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければなりません。

私たちは、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念のっとり推進しなければならない。

(1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。

(2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。

(3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むこと。

(4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念ののっとり、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境への負荷の低減に努めるとともに、その施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。

4 市は、広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体に協力を求め、又はその協力の求めに応じ、その施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念ののっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使

用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となったときは、再資源化等適正な処理が図られるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。



第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境基本計画）

第7条 市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造のために、市、市民及び事業者が配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第25条の磐田市環境市民会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映するよう努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境基本計画との整合）

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境の状況等の公表）

第9条 市長は、毎年度、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 重点的に推進すべき施策

（健康の保護及び生活環境の保全）

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

（自然環境の保全等）

第11条 市は、水辺、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

（快適な環境の創造等）

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用を図ることにより、市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かなふれあいを確保するよう努めるものとする。

（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現）

第13条 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市民及び事業者による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（環境教育の充実及び環境学習の振興）

第15条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、又はその活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、家庭、学校、職場、地域等において、有機的な連携の下に推進されるよう努めるものとする。

第4章 効果的な推進のための施策

（環境影響評価の推進）

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮が推進されるよう努めるものとする。

（規制の措置）

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第18条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動並びに環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（公共施設の整備等の推進）

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業を推進するものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化の推進、再生資源の回収、地下水の保全その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第21条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するものとする。

（市民等の意見の施策への反映）

第22条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

（調査及び研究の実施等）

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究並びに情報の収集に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第24条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。



第 5 章 環境市民会議

（設置）

第 25 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、磐田市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 26 条 市民会議は、第 7 条第 3 項に規定する意見を行うほか、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、環境の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 27 条 市民会議は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することを妨げない。

（委任）

第 28 条 この章に規定するもののほか、市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

（委任）

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

■ 磐田市環境基本計画策定委員会規定 （平成 18 年 8 月 9 日 訓令第 19 号）

（設置）

第 1 条 磐田市は、磐田市環境基本条例（平成 17 年磐田市条例第 273 号）第 7 条に規定する磐田市環境基本計画を策定するため、磐田市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、磐田市環境基本計画の策定案に関する総合調整を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は、環境水道部長、秘書政策課長及び環境課長並びに課長の職にある者のうち市長が指名したものををもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

3 委員長は、環境水道部長を、副委員長は、秘書政策課長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（補助機関）

第 6 条 委員会にその補助機関として、磐田市環境基本計画策定作業部会を置く。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、市民部において処理する。

（その他）

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

附則（平成 19 年 3 月 27 日訓令第 2 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合にあっては、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程、改正前の磐田市職員倫理規程、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程、改正前の磐田市情報化推進本部規程の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程第 3 条第 2 項、改正前の磐田市職員倫理規程第 11 条第 4 項、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程第 3 条第 2 項、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程第 3 条第 1 項及び第 3 項、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程第 6 条第 3 項及び第 4 項、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに改正前の磐田市情報化推進本部規程第 3 条第 2 項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 3 月 24 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 24 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



第2次磐田市環境基本計画 素案

【抜 粋】

平成29年8月



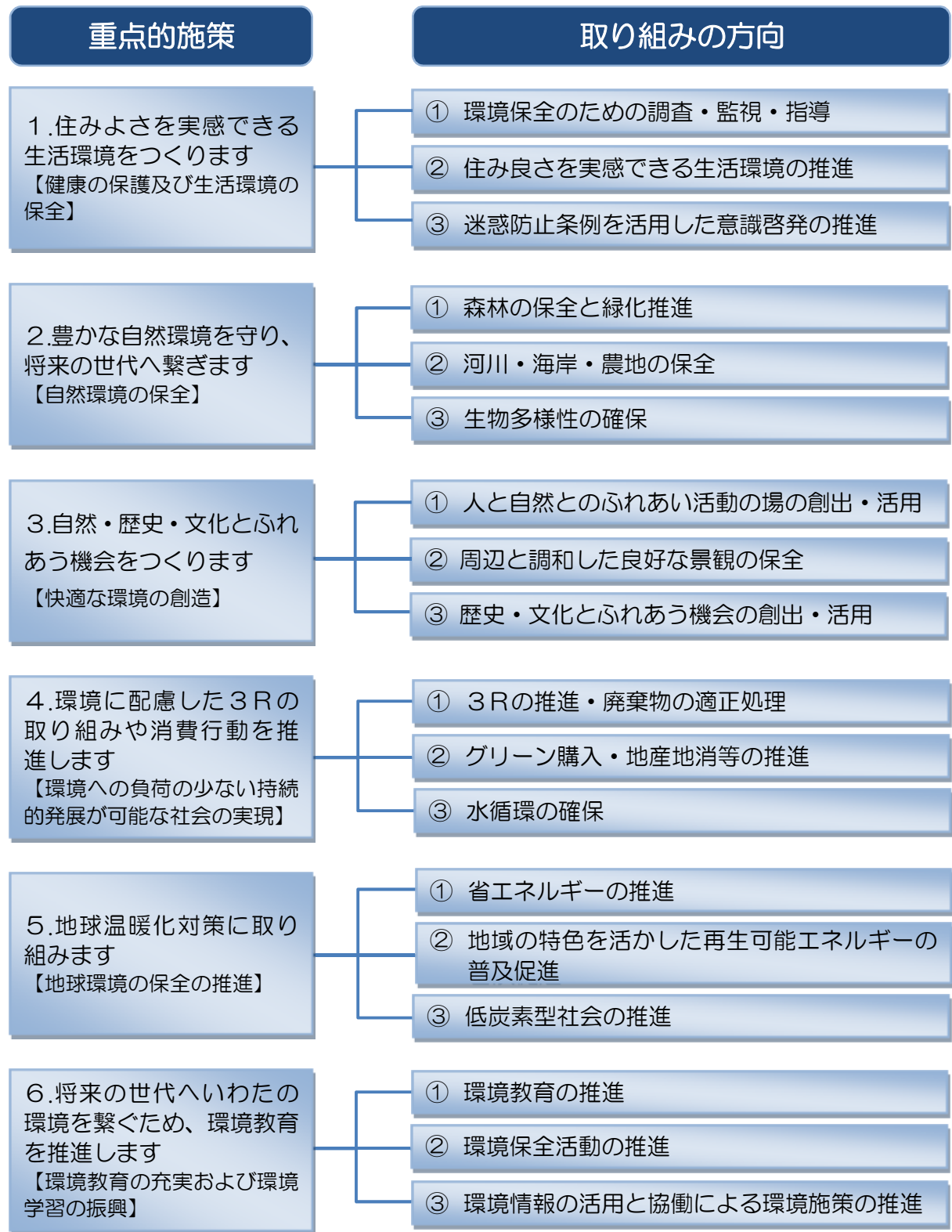
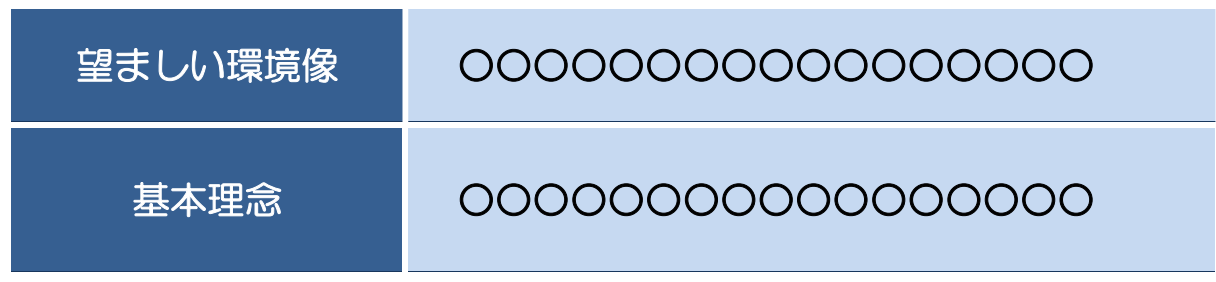
このページは空白です。



目 次

内 容	ページ
第2次 磐田市環境基本計画素案 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
重点的施策1	
住みよさを実感できる生活環境をつくります・・・・・・・・・・・・ 【健康の保護及び生活環境の保全】	2 頁
重点的施策2	
豊かな自然環境を守り、将来の世代へ繋がります・・・・・・・・・・・・ 【自然環境の保全等】	5 頁
重点的施策3	
自然・歴史・文化とふれあう機会をつくります・・・・・・・・・・・・ 【快適な環境の創造等】	8 頁
重点的施策4	
環境に配慮した3Rの取り組みや消費行動を推進します・・・・・・・・ 【環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現】	10 頁
重点的施策5	
地球温暖化対策に取り組みます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【地球環境の保全の推進】	12 頁
重点的施策6	
将来の世代へわたの環境を繋ぐため、環境教育を推進します・・・・ 【環境教育の充実及び環境学習の振興】	14 頁

■ 第2次磐田市環境基本計画素案 体系図





重点的施策1

住みよさを実感できる生活環境をつくります 【健康の保護及び生活環境の保全】

【重点的施策の方向】

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水、土壌などがきれいで、不快な音がない環境づくりが必要です。そのため、市は大気や水質などの監視や指導を着実にいき、地域の特性を踏まえた住みよさを実感できる生活環境を確保します。

第3次静岡県環境基本計画（59頁）と整合を図った。

市の施策と主な取り組み

1-1 環境保全のための調査・監視・指導

前期計画の3-1「環境保全のための監視・対策」から「調査・監視・指導」とした。

① 環境の調査・監視・指導及び相談対応

- 大気・水質・騒音などの環境調査を行い、環境の現状把握に努める。
- 大気・水質・騒音などに係る市民からの相談に対応し、早期解決を図り、市民の生活環境を保全する。
- 光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合や、PM2.5（微小粒子状物質）濃度が環境省の定めた暫定的な指針値を超えた場合は、広く市民に注意喚起する。
- 定期的に雨水を採取し、pH測定を実施し、酸性雨の監視を行う。
- 事業所に対し、任意立ち入りによる排水水質の改善について指導を行う。
- 定期的な河川水質の監視・事業所に対する指導を行う。
- 地下水水質の調査を行い、汚染の有無などについて把握する。

② 総合的な環境保全対策

- 市民の生活環境を保全するため、事業所の新增設などにかかる届出受付などの際には、公害苦情の発生を未然防止指導を行う。
- 「都市計画マスタープラン」などに**基づく**土地利用の誘導により、住宅地と事業所の混在を防止し、居住環境を保護する。

1-2 住みよさを実感できる生活環境の推進

前環境基本計画の3-2（大気・悪臭）から3-4（水質汚濁対策）までを統合。

① 大気汚染・悪臭対策

- 市役所におけるノーカーデーを実施する。
- エコドライブを推進する。
- 悪臭の発生源に対し、臭気指数規制により指導する。
- 屋外焼却に対する指導や意識啓発を行う。

② 騒音・振動対策

- 事業所の新增設に係る届出及び苦情発生の際、規制値の遵守を指導する。
- 「騒音規正法」及び「振動規正法」に基づき、自動車騒音などの監視を行う。



③ 水質汚濁対策

- 市街地や集落に公共下水道を整備する。
- 公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域に合併処理浄化槽を設置する際の補助を行う。

④ 事業者への啓発活動

- 磐田市環境保全推進協議会が行う、環境保全に関する啓発活動を支援する。

1-3

迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

新規追加

① 住みよい生活環境の確保

- ごみの不法投棄対策を推進する。
- 土地または建物を清潔に保ち、適切な管理を促す。
- 飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進する。
- 日常生活に伴って発生する騒音または悪臭について周辺の生活環境への配慮を求める。
- 屋外における焼却行為（野焼き）に対する指導を行う。

② 市・市民・事業者が一体となった環境美化活動の推進

- 環境美化の日を周知し、全市一斉環境美化統一行動を推進する。
- 地域における環境美化を促進するため、環境美化指導員を委嘱する。
- 市の道路・河川などの公共スペースの美化活動を市民ボランティアが行う「まち美化パートナー制度」を推進する。

市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める。		○
◆市民からの相談に、速やかに改善策を検討・実施する。		○
◆施設の適正管理や使用燃料の改善等を行い、大気汚染の未然防止を図る。		○
◆不適正な焼却炉による焼却や野焼きをしない。	○	○
◆エコドライブを心がける。	○	○
◆生け垣や植栽などを敷地内に造成し、騒音・振動を緩和する。	○	○
◆生活騒音などによる近隣騒音の防止に努める。	○	
◆製造工程等で悪臭が外部に漏れないよう作業場を密閉化するとともに、脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去する。		○
◆まち美化パートナー制度に参加し、道路・河川などの美化活動を行う。	○	○
◆他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、住みよさを実感できる生活環境の実現を目指す。	○	○



環境指標

環境指標名	指標の定義	現状 (H29)	目標値 (H34)



重点的施策2

豊かな自然環境を守り、将来の世代へ繋ぎます 【自然環境の保全】

【重点的施策の方向】

本市は森林や海岸、河川、池沼などの自然環境に恵まれています。また、多様な生態系があり、多くの生きものが生息・生育しています。これらの自然や生きものは私たちの暮らしに潤いや安らぎを与え、経済活動や生活のための基盤としても重要です。

そのため、市は恵まれた自然環境を市民共通の財産として、守り育て、生物の多様性の確保に配慮し、将来世代に引き継いでいきます。

市の施策と主な取り組み

2-1 森林の保全と緑化推進

前環境基本計画の2-1（公園緑地等の整備・管理）と統合

① 森林の保全と適正管理

- 「森林整備計画」に基づき、間伐・枝打ち・植栽などの森林整備を図る。
- 磐田原台地の斜面樹林地はまちの骨格を形成する緑地・自然地として保全を図る。

② 緑地の保全及び緑化推進

- 総合的かつ計画的な緑化の推進を図るため、「緑の基本計画」を推進する。
- 都市公園などの整備拡充を図り、緑化の向上、憩い空間とふれあいの場の確保を行う。
- 市民が公園を安全・快適に利用できるように長寿命化対策や維持管理を行う。
- 子どもの健全育成や教育・保育環境の充実のため、幼稚園・保育園・こども園・小中学校などにおけるグラウンドの芝生を維持管理していく。

2-2 河川・海岸・農地の保全

前環境基本計画の1-2（遠州灘海岸の良好な環境の保全）と1-3（河川・農地の保全）を統合

① 河川の保全・管理

- 河川整備時には、生物に配慮した工法などを採用する。
- 主要河川の除草を行う。
- 自治会などによる河川・水路の除草、清掃活動を支援する。
- 水辺の環境保全活動や河川に親しむ啓発活動を推進する。

② 海岸林の保全・海岸美化

- 防潮堤整備について、市民との協働による法面緑化を実施する。
- 御前崎遠州灘県立自然公園の保護及び利用促進に協力する。
- 市民との協働による抵抗性クロマツや広葉樹などの植栽を実施する。
- 海岸林や漁港などでのごみのポイ捨て・不法投棄を防ぐため、監視強化や美化推進により、ごみを捨てにくい環境づくりを行う。



③ 農地の保全・管理

- 「農業振興地域整備計画」の推進により、優良農地の確保を図る。
- 遊休農地などの有効利用を図る。
- 「鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物や生活に害を与える有害鳥獣などへの対策を行う。

2-3 生物多様性の確保

前環境基本計画1-4（野生動植物の保護・管理及び生息生育地の保全）から変更

① 希少種や外来種などへの対応

- 桶ヶ谷沼のベッコウトンボなど、絶滅のおそれのある動植物の保護を図る。
- 市内に生息・生育する絶滅のおそれのある動植物について情報を収集し、市民や事業者に啓発する。
- 外来種に関する情報を収集しホームページにおける周知などにより、市民や事業者へ情報発信をする。

② 生息・生育地の保全

- 県と協力し、静岡県自然環境保全地域に指定されている桶ヶ谷沼とその周辺の自然環境を保全する。
- 環境保全団体などと協力し、里山、池沼など、生物の生息生育地の保全を行う。

③ 生息状況調査

- 環境保全団体と協力し、生きものの生息状況等を調査する。

市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆ ボランティアとして間伐・枝打ち・植樹などの森づくりに参加・協力する。	○	○
◆ 斜面林やその周辺の里山などの適正管理を図る。	○	○
◆ 海岸林の適正管理に協力する。	○	○
◆ 漂着ごみの回収や海岸清掃など美化活動を主催し、積極的に参加する。	○	○
◆ 自然観察会や体験教室、環境保全講演会などに積極的に参加する。	○	○
◆ 事業所の敷地内にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力する。		○
◆ 貴重種の捕獲や採取、野生動植物の生息生育地にむやみに立ち入らない。	○	○
◆ 外来種を野外に放したり、持ち込まないようにする。	○	○
◆ まち美化パートナー制度に参加し公園などの美化活動を行う。	○	○



環境指標

環境指標名	指標の定義	現状 (H29)	目標値 (H34)



重点的施策3

自然・歴史・文化とふれあう機会をつくります 【快適な環境の創造】

【重点的施策の方向】

自然環境や良好な景観、歴史的文化的遺産などの環境は私たちが快適な暮らしを営んでいくために重要です。市は自然、歴史、文化などの地域特性を活かした住みよいまちづくりを推進していくことにより、地域が魅力的なものとなるよう取り組みます。

市の施策と主な取り組み

3-1 人と自然とのふれあい活動の場の創出・活用

前環境基本計画2-1（公園緑地等の整備・管理）は2-1（森林の保全と緑化推進）と統合した。

① 自然とのふれあいの場の整備・活用

- 桶ヶ谷沼に生息する動植物を対象とした自然観察会を実施する。
- 自然を活かした憩いの空間、ふれあいの場を整備する。
- 市民農園の利用を促進する。

② エコツーリズムの推進

- 自然と触れ合える観光ルートを発掘・整備する。
- 農林水産業体験ができる環境・施設の整備を支援するなど、グリーンツーリズム事業を推進する。
- 地域や学校、事業者、環境保全団体などと連携した自然体験教室の開催などにより、自然の恵みを活用します。

3-2 周辺と調和した良好な景観の保全

前環境基本計画2-3（景観や歴史文化の保全・活用）から変更
※都市計画マスタープラン参照

① 景観形成の推進

- 開発や建築行為に対して、景観計画に基づく届出制度により良好な景観の誘導を図る。
- 屋外広告物について、周辺の街並みとの調和に配慮するよう誘導を図る。

② 市民等と市の協働による景観形成

- 地域固有の景観づくりを促進していくため、景観条例に基づく表彰制度を活用する。
- 市民をはじめ市民活動団体や事業者および市のそれぞれが、景観形成における役割を認識し、協力を深めながら、一体となって景観形成を進める。



3-3 歴史・文化とふれあう機会の創出・活用

前環境基本計画2-3（景観や歴史文化の保全・活用）から変更、歴史文化を抽出

① 歴史文化資源の保全

- 国指定文化財をはじめとする各種文化財の整備及び保存活用を図る。
- 市民の郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努める。

② 歴史文化資源の活用

- 歴史・郷土資料などの展示、地域史の紹介を通じて、歴史・文化の継承や学習に活用する。

市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆環境学習会や自然体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加し、生物多様性についての知識を深める。	○	○
◆体験型観光・農林水産業体験・森林教室などを企画・実施する。		○
◆体験型観光・農林水産業体験・森林教室などに参加する。	○	
◆市民農園を積極的に利用する。	○	
◆敷地内の巨樹や古木などを保全する。	○	○
◆身近にある文化財などの歴史文化資源の保護・保全に努める。	○	○
◆地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承していく。	○	
◆景観計画の策定や地域の特性を活かした景観形成の推進に協力する。	○	○
◆住宅や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状などを景観に配慮したデザインとする。	○	○

環境指標

環境指標名	指標の定義	現状 (H29)	目標値 (H34)



重点的施策4

環境に配慮した3Rの取り組みや消費行動を 推進します

【環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現】

【重点的施策の方向】

環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。市は資源の循環的利用、ごみの減量と再資源化、水資源の有効利用等が促進するための取り組みを行います。

市の施策と主な取り組み

前環境基本計画4-1（ごみの減量・資源化の推進）及び4-2（ごみの適正処理）、4-3（不法投棄対策・環境美化の推進）を統合

環境美化の推進は重点的施策1 1-3迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進へ移動

4-1

3Rの推進・廃棄物の適正処理

① 総合的な廃棄物対策や啓発の推進

- 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量及び資源化を計画的に進める。
- エコアクション21の取り組みにより、紙使用量削減やリサイクル、グリーン購入などを全庁的に推進する。

② 3Rの推進

- 持続可能な資源循環型社会の定着を図るため、3R：発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル）の取り組みを推進する。

③ ごみの適正処理

- わかりやすい分別ガイドブック、ごみカレンダー、ごみ分別アプリなどを活用して市民への意識啓発を行う。
- 廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備・管理を計画的に進める。

④ 不法投棄の防止

- 不法投棄パトロールの実施及び原因者特定の調査を行い、再発防止策を講じる。
- 監視カメラの設置、不法投棄防止看板の設置や貸与、啓発活動などを行う。
- 警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を徹底する。

4-2

グリーン購入・地産地消等の推進

前環境基本計画4-5（グリーン購入・地産地消の推進）に消費行動の推進を追加。

① グリーン購入の推進

- 「グリーン購入に関する基本指針」に基づき、率先して環境にやさしい物品購入を推進する。

② 地産地消の推進

- 地場産品ふれあい施設の運用や地場産品の消費促進を図り、地産地消を推進する。
- 森林資源の循環利用促進のため、木材の地産地消を進める。

③ 環境にやさしい消費行動の推進

- 環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を消費者団体と協働で実施する。



4-3 水循環の確保

前環境基本計画4-4（水資源の有効利用）から第3次静岡県環境基本計画（50頁）と整合を図った。

① 水資源の計画的利用

- 「磐田市水道事業計画」を推進し、水資源の計画的な利用を行う。
- 適切な水質管理及び老朽施設の計画的更新などを行い、安全・安心な飲料水を市民に供給する。

② 総合的な地下水の保全

- 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取の適正化の推進及び地下水源の保全を図る。

③ 雨水浸透及び水源かん養の促進

- 道路や公園の整備に雨水浸透施設（舗装、排水路等）を導入する。
- 水源かん養を保全するため、適正な森林の保全・管理の支援を行う。

市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆ごみの分別と排出方法を守り、減量と再資源化に努める。	○	○
◆マイバッグ運動への協力や簡易包装を推奨する。	○	○
◆産業廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持ってごみ进行处理する。		○
◆産業廃棄物管理責任者の設置や廃棄物処理委託先の実施確認などを徹底する。		○
◆管理地を清潔に保つなど、不法投棄されにくい環境を維持する。	○	○
◆エコマークなどのエコラベルを参考に、環境に配慮した製品やサービスを選ぶ。	○	○
◆地元産の農作物を積極的に活用し、地産地消に努める。	○	○
◆家庭、事業所内での節水に心がける。	○	○
◆公共下水道及び農業集落排水区域内では下水道に速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽への切り替えを図る。	○	
◆雨水浸透施設の設置等により、雨水の地下浸透を促進する。	○	○

環境指標

環境指標名	指標の定義	現状 (H29)	目標値 (H34)



重点的施策5

地球温暖化に取り組みます 【地球環境保全の推進】

【重点的施策の方向】

深刻化する地球温暖化の主な原因は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油などの使用によるエネルギー消費が積み重なって生じたものです。

そのため、市は市民や事業者が、地球温暖化などの環境問題を理解できるよう啓発するとともに、地球環境保全に向けた取り組みを実践します。

市の施策と主な取り組み

前環境基本計画5-1（地球温暖化対策と再生可能エネルギーの普及）、5-2（省エネルギーの推進）から変更、順番変更

5-1 省エネルギーの推進

① 総合的な地球温暖化対策の推進

■磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進し、市の公共施設から発生する温室効果ガス量を削減する。

■エコアクション21の環境マネジメントシステムに基づく取り組みを行う。

② 公共施設での省エネルギー対策

■公共施設において、高効率機器の導入や緑のカーテンの設置を推進する。

■市役所や出先機関などにおいてクールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。

③ 家庭や事業所の省エネルギー対策

■アース・キッズ事業により、家庭での省エネルギーの取り組みを推進する。

■事業所における環境マネジメントシステムの導入促進を図るため、エコアクション21認証取得や認証更新を支援する。

④ 交通の省エネルギー対策

■公共交通機関の積極的な活用に関する呼びかけなどを実施するとともに、市職員がノーカーデーの取り組みを実施する。

■公用車の購入・買い替え時には、低燃費・低排出ガス認定自動車などの低公害車を購入する。

■デマンド型乗合タクシーの運行など、公共交通機関の利用促進を図る。

5-2 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進

① 再生可能エネルギーの導入

■公共施設において、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用を行う。

■住宅用太陽光発電システムや住宅用太陽熱利用システム、家庭用蓄電池など家庭で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進する。

■ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを発電や給湯などに有効利用する。



5-3 低炭素型社会の推進

前環境基本計画5-3（オゾン層の保護・酸性雨対策の推進）を変更し新規追加。
酸性雨対策の推進は、重点的施策1 健康の保護及び生活環境の保全 1-1 に移動。
第3次静岡県環境基本計画（30年 環境と経済の両立）と整合を図った。

- ① 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進
 - 新しい技術を活用した次世代型農水産業を支援する。
 - 新たな電力需給システムを構築し、環境負荷の低減に寄与する地産地消型エネルギー供給事業に取り組む。
 - 事業者との共同研究による新エネルギー導入の検討を行う。
- ② 低炭素なまちづくりの推進
 - 「スマートハウス」や「スマートコミュニティ」普及のための施策を検討する。
 - 「コンパクトシティ・プラスネットワーク」型の都市づくりを促進する。
- ③ フロン類対策の推進
 - 公共建築物内の機器の定期的な点検等を促進することで漏えい防止を図る。
 - 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、などに基づく取り組みを、事業者に対し周知するための啓発を行う。

市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆住宅用太陽光発電システムや住宅用太陽熱利用システムなどを導入する。	○	○
◆エコアクション21やISO14001の認証取得に取り組む。		○
◆再生可能エネルギー施設の見学などを行い、理解を深める。	○	○
◆高効率照明（LEDなど）や高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器）などの省エネルギー設備を積極的に取り入れる。	○	○
◆クールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。	○	○
◆外出時にはマイカーの使用を控え、バスや鉄道などの公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がける。	○	○
◆スマートハウスの導入の検討、普及啓発をする。	○	○
◆こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らす。	○	○

環境指標

環境指標名	指標の定義	現状 (H29)	目標値 (H34)



重点的施策6

将来の世代へわたの環境を繋ぐため、環境教育を推進します

【環境教育の充実及び環境学習の振興】

【重点的施策の方向】

環境問題の解決には、市・市民・事業者が人と環境との関わりなどについての基本的な知識を修得し、その理解を深め、環境の保全や快適な環境の創造のために活動することが必要です。そのため、市は学校や地域などにおける環境教育や環境保全活動の推進を図ります。

市の施策と主な取り組み

6-1 環境教育の推進

- ① 学校や地域など幅広い場における環境教育
 - 総合的な学習の時間や各教科の時間を利用し、学校における環境教育を推進する。
 - 幼稚園・保育園・こども園において自然とのふれあい体験を推進する。
 - 緑のカーテンや太陽光発電設備などを活用した環境教育を推進する。
- ② 環境体験学習の推進
 - 桶ヶ谷沼ビジターセンターや竜洋昆虫自然観察公園、いわたエコパーク、大池等を、環境教育の拠点として活用する。
 - 市民や事業者を対象とした環境保全講演会を開催する。
 - 「食育推進計画」に基づいて、環境にやさしい食生活などの食育を推進する。
 - 静岡県環境学習指導員などの積極的な活用を図る。

6-2 環境保全活動の推進

- ① 各主体の環境保全活動の推進
 - エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得などを支援し、省エネルギーの啓発を図る。
 - 磐田市環境保全推進協議会における環境保全活動を支援する。
 - 市民や環境保全団体が行う環境教育や環境保全活動を支援する。

6-3 環境情報の活用と協働による環境施策の推進

- ① 環境情報の積極的な提供・活用
 - 本市の環境に関する施策を市ホームページなどで積極的に公開する。
 - 市民・環境保全団体・事業者・学校などの環境教育や環境に関する取り組みについて情報を収集し広報する。
 - 市ホームページや広報いわたなどに加えて、情報発信技術を活用し、市民が利用しやすい効果的な情報の発信を行う。
- ② 環境基本計画の推進・見直し
 - 市・市民・事業者の協働により環境基本計画を推進し、定期的に見直す。
 - 環境基本計画の年度報告書を作成し、進捗状況を公開する。



③ 協働による環境施策の推進

- 環境市民会議を開催し、環境施策等への提言や協力を仰ぐ。
- 人や社会・環境に配慮した新たな環境施策について検討し、日常生活での浸透を深めるため啓発に取り組む。
- 環境保全団体などと協働し、家庭や地域における啓発に努め、市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう推進する。

市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆自然観察会や体験教室、環境保全講演会などに積極的に参加する。	○	
◆環境に関心を持ち、生涯を通じて環境教育・環境学習に取り組むよう心がける。	○	○
◆従業員に対する環境教育・環境学習を行う。		○
◆学校などの環境教育・環境学習の取り組みに協力し、資料提供・講師派遣や施設見学などを実施する。		○
◆環境についての情報を広く収集し、情報提供に協力する。	○	○
◆環境保全団体（NPOなど）に参加する。	○	○
◆環境市民会議に参加する。	○	○
◆環境基本計画に関心をもち、市民や事業者の取り組みを実践する。	○	○

環境指標

環境指標名	指標の定義	現状 (H29)	目標値 (H34)